

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 17 日（火）第3280号の 2

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決申請事案に係る公示による通知

（収用委員会取扱い） 1

## 収 用 委 員 会 告 示

## 鹿児島県収用委員会告示第 1 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条の規定により，次のとおり公示による通知を行う。

平成29年 1 月 17 日

鹿児島県収用委員会

## 1 通知すべき事項を記載した書類の名称

平成29年 1 月 4 日付け鹿収第57号「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」の収用案件に係る審理の開催通知

## 2 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 登記名義人（亡）西山季雄相続人

ただし，平成28年12月 6 日付け鹿児島県収用委員会告示第 6 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

## 3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県志布志 市志布志町安楽 字勢園	880番	山林	山林	977	971.27	615.39
	881番 2	畑	山林	1,197	1,197.50	24.66

## 4 通知すべき事項を記載した書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており，2に掲げる者にいつでも交付する。

なお，1に掲げる書類を受領しないときは，平成29年 2 月 7 日をもって通知があったものとみなされる。